東京都市計画公園の変更について(第5・6・20号祖師谷公園)

1 主旨

祖師谷公園は、昭和18年に旧都市計画法の祖師ヶ谷緑地として決定し、その後、昭和32年に面積約53.33haの祖師ヶ谷公園として都市計画決定された。そのうち約10haが、都立祖師谷公園及び区立公園として開園している。

今回の都市計画の変更は、東京都が都市計画道路事業の進捗に伴い、重複する都市計画道路補助第54号線(上祖師谷)の区域等を、都市計画公園の区域から削除するとともに、既に都立祖師谷公園として開園済みの区域及び地形地物との整合を図るため、都市計画公園の区域を一部追加するものである。

この都市計画の変更に関して、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、東京都より受けた意見照会に対し、4月11日開催の都市計画審議会に回答案を諮問、賛成を得られたので別添のとおり東京都へ回答したので報告する。

2 これまでの経緯

昭和32年12月 都市計画決定

昭和50年 6月 都立祖師谷公園開園(以降、区域の拡張)

平成16年 1月 補助54号線事業認可取得(祖師ヶ谷公園重複部分)

令和 6年 1月 東京都より都市計画法第18条に基づく意見照会

2月~3月 都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧

4月11日 第121回世田谷区都市計画審議会諮問

3 都市計画変更の概要

(1)名 称 東京都市計画公園第5・6・20号祖師谷公園

(2)内 容 種別、名称、位置、区域及び面積の変更

4 今後の予定

令和6年5月 第245回東京都都市計画審議会諮問

6月 都市計画変更決定・告示

6 世都計第 3 6 号 令和 6 年 4 月 1 7 日

東京都知事 小 池 百 合 子 様

世田谷区上記代表者 世田谷区長保 坂 展 人(公印省略)

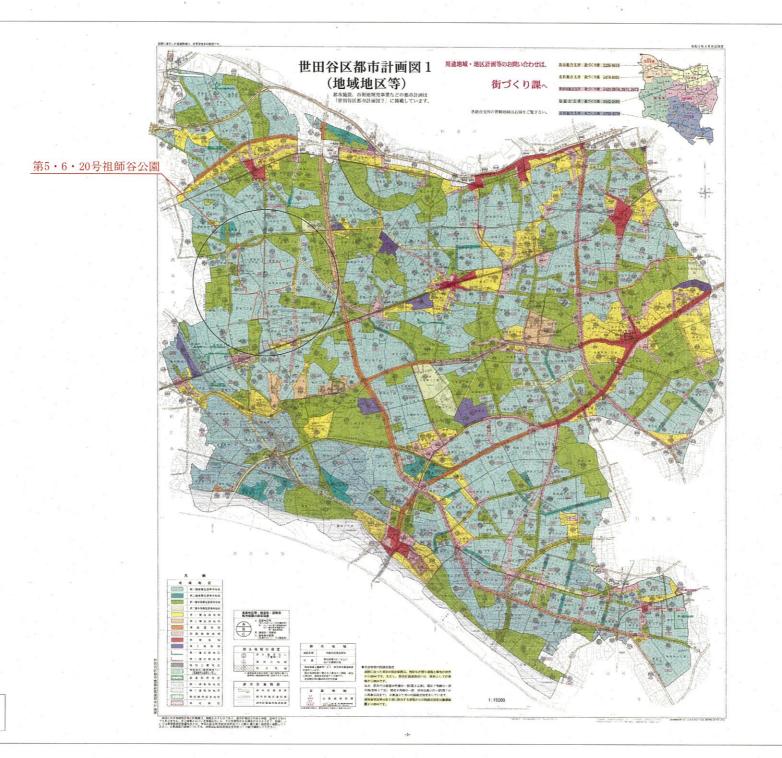
東京都市計画公園の変更について(回答) (第5・6・20号祖師谷公園)

令和6年1月22日付け5都市政緑第645号で照会のありました標記の件について、異議はありません。

なお、本都市計画公園の大部分は未開設であり、長期にわたり整備が進んでいないことから、関係住民に対して、整備に向けたスケジュール等をより丁寧に示すとともに、早期に事業化を行うなど、一層の整備促進を図るようお願いいたします。

東京都市計 第五・六

7の一 祖師谷公園



東京都市計画公園の変更(東京都決定)

東京都市計画公園中第31号祖師ヶ谷公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番号	公園名	1位. 恒.)#II
総合公園	第5・6・20号	祖師谷公園	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷三丁目、上 祖師谷四丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、 祖師谷六丁目、成城七丁目及び成城九丁目各地 内	約58.3ha	園路、広場、修景 施設、遊戲施設、 休養施設等

「区域は、計画図表示のとおり」

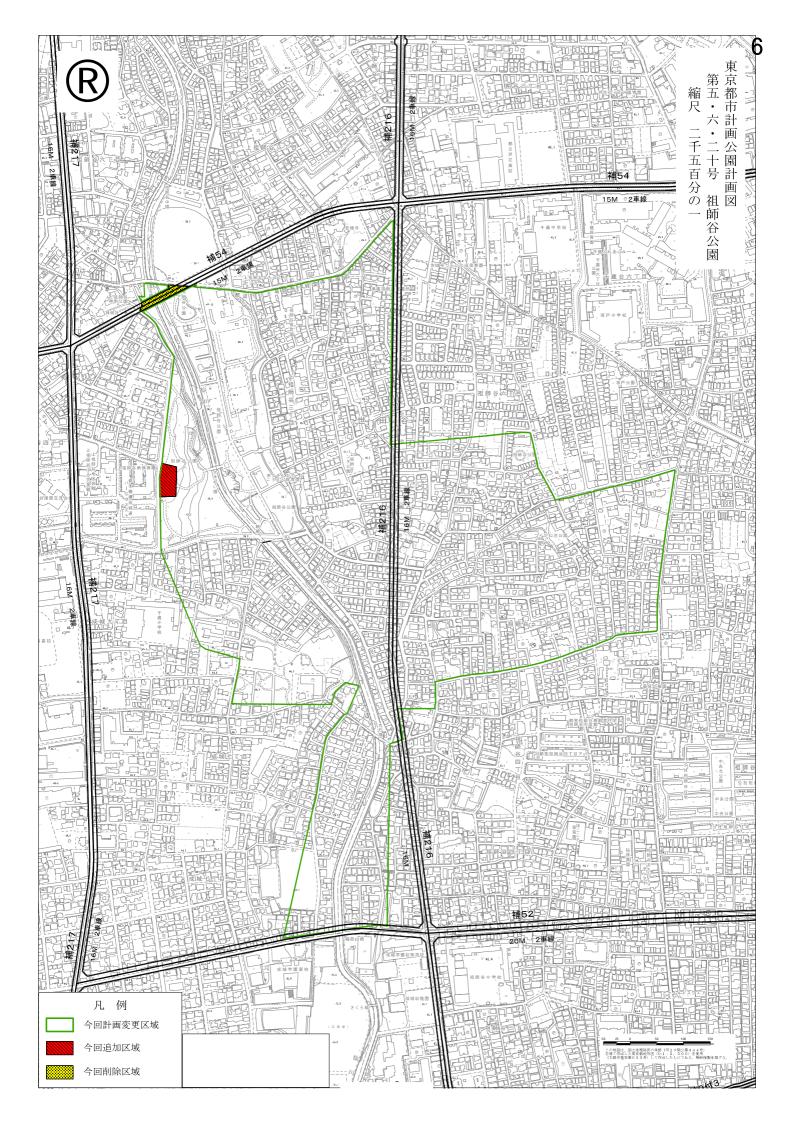
理由: 都市計画公園の配置及び都市施設との整合を検討した結果、本公園へのアクセス及び防災機能の向上を図るため、上記のとおり公園 を変更する。

新旧対照表

新種別	禾 別	名 称		- 位 置	面積	備考
	7里 刀リ	番号	公 園 名	1 <u>14. je.</u>	III /1貝 	VIII ~¬
新	総合公園	第5・6・20号	祖師谷公園	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷 三丁目、上祖師谷四丁目、祖師谷四 丁目、祖師谷五丁目、祖師谷六丁 目、成城七丁目及び成城九丁目各地 内	約58.3ha	種別、名称、位置、区域及び面 積の変更 面積変更の内訳
旧	大公園	第31号	祖師ヶ谷公園	世田谷区祖師ヶ谷町二丁目地内	約53.3ha	

変更概要

文人						
名 称	変 更 事 項					
	1	種別の変更	大公園 → 総合公園			
	2	名称の変更	第31号祖師ヶ谷公園 → 第5・6・20号祖師谷公園			
	3	位置の変更	世田谷区祖師ヶ谷町二丁目地内			
			→ 世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷三丁目、上祖師谷四丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、祖師			
第5・6・20号			谷六丁目、成城七丁目及び成城九丁目各地内			
祖師谷公園	4	区域の変更	計画図表示のとおり			
	5	面積の変更	約53.3ha → 約58.3ha			
			面積変更の内訳 追加区域 約0.20ha(世田谷区上祖師谷二丁目及び上祖師谷四丁目地内)			
			削除区域 △約0.14ha(世田谷区上祖師谷三丁目及び上祖師谷四丁目地内)			
			錯誤面積 約4.92ha			



都市計画の案の理由書

1 種類·名称

東京都市計画公園 第5・6・20号祖師谷公園

2 理由

本公園は、世田谷区の西部に位置する面積約 53.3 ヘクタールの総合公園であり、約 10.1 ヘクタールが都立公園や区立公園として開園し、都民に親しまれている。

「世田谷区都市整備方針 第二部「地域整備方針」(平成27年4月)」において、本公園が位置する砧地域および烏山地域は、「安全で災害に強いまちをつくる」こととされ、都市計画道路補助第54号線(以下、「補助54号線」という。)等の沿道は、後背の住環境と調和を図りつつ、住宅と店舗などが共存するとともに、延焼遮断帯を形成する防災性の高い土地利用を目指すとされている。

また、「世田谷区みどりの基本計画」(平成30年4月)においては、本公園は、みどりの拠点として位置付けられており、本公園の一部は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例)に基づく避難場所とされているほか、運動広場は、「東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)」において、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地および災害時臨時離着陸場候補地に指定されており、防災上の機能の担保が重要である。

一方、本公園は、補助 54 号線と重複する区域があり、都市施設の整合を図る必要がある。

今回、本公園へのアクセス向上による地域の防災性の向上等が期待される補助 54 号線の事業進ちょくに伴い、重複する 0.14 ヘクタールの区域を削除するとともに、本公園に隣接し供用している区域等 0.20 ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

なお、面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。